

神栖市分別収集計画（第10期）

令和4年7月1日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、生活に身近な容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、ごみの排出抑制と処理・処分量の減量を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にするとともに、すべての関係者が一体となって取り組むべき具体的な方針を示すものである。

本計画に基づき、容器包装廃棄物の3Rを推進することで、資源の有効利用と廃棄物の減量化が期待でき、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- （1）ごみの排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくりを目指す。
- （2）すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減と循環型社会の構築に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和9年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	5,239t	5,217t	5,210t	5,197t	5,197t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、当市廃棄物減量等推進審議会に諮問し審議するとともに、市民によるリサイクル活動を推進する。

- ・ 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場において、環境問題に興味を持てるようごみ処理施設の見学会、リサイクルプラザでの体験学習など、あらゆる機会を活用し、ごみ処理の状況についての情報を提供し、環境問題に対する認識を深める。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生品利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む。

- ・ 簡易包装の促進及び過剰包装の抑制

ごみ減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度を活用し、エコ・ショップ認定店への推奨及び認定店の利用を啓発し、事業者及び市民と連携して、包装の簡素化を推進する。

- ・ 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

スーパーマーケット等の小売店と市民・行政が連携しながら、レジ袋等の容器包装の有料化の取り組みを継続し、繰り返し使用が可能なマイバッグの利用意識が働くように啓発する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度及び神栖市が有する収集機材や選別資材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の の 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	38t		38t		38t		38t		38t	
主としてアルミ製の容器	68t		68t		68t		68t		68t	
無色のガラス製容器	(合計) 71t		(合計) 71t		(合計) 71t		(合計) 71t		(合計) 71t	
	(引渡)量 31t	(独自処理)量 40t	(引渡)量 31t	(独自処理)量 40t	(引渡)量 31t	(独自処理)量 40t	(引渡)量 31t	(独自処理)量 40t	(引渡)量 31t	(独自処理)量 40t
茶色のガラス製容器	(合計) 94t		(合計) 94t		(合計) 94t		(合計) 94t		(合計) 94t	
	(引渡)量 40t	(独自処理)量 54t	(引渡)量 40t	(独自処理)量 54t	(引渡)量 40t	(独自処理)量 54t	(引渡)量 40t	(独自処理)量 54t	(引渡)量 40t	(独自処理)量 54t
その他の色のガラス製容器	(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 45t	
	(引渡)量 26t	(独自処理)量 19t	(引渡)量 26t	(独自処理)量 19t	(引渡)量 26t	(独自処理)量 19t	(引渡)量 26t	(独自処理)量 19t	(引渡)量 26t	(独自処理)量 19t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5t		5t		5t		5t		5t	
主として段ボール製の容器	117t		117t		117t		117t		117t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡)量 0t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 0t	(引渡)量 0t	(独自処理)量 0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 168t		(合計) 168t		(合計) 168t		(合計) 168t		(合計) 168t	
	(引渡)量 14t	(独自処理)量 154t	(引渡)量 14t	(独自処理)量 154t	(引渡)量 14t	(独自処理)量 154t	(引渡)量 14t	(独自処理)量 154t	(引渡)量 14t	(独自処理)量 154t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 85t		(合計) 85t		(合計) 85t		(合計) 85t		(合計) 85t	
	(引渡)量 12t	(独自処理)量 73t	(引渡)量 12t	(独自処理)量 73t	(引渡)量 12t	(独自処理)量 73t	(引渡)量 12t	(独自処理)量 73t	(引渡)量 12t	(独自処理)量 73t
(うち白色トレイ)	(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t		(合計) t	
	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t	(引渡)量 t	(独自処理)量 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法

第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績値×人口変動率

※人口変動率は一般廃棄物処理基本計画の将来推計人口を参考に設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
95,141人 (対前年度比)	95,205人 (対前年度比)	95,270人 (対前年度比)	95,234人 (対前年度比)	95,197人 (対前年度比)
100.1%	100.1%	100.1%	100.0%	100.0%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

現行の収集体制を継続することを基本として、令和6年度に新可燃ごみ処理施設が供用開始された後は、可燃ごみの搬送先が変更になることから、この状況を踏まえ、効率的な収集体制を検討し、整備する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、当市のリサイクルプラザにおいて現行どおり選別、圧縮、保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、学識経験者、関係団体の関係者、一般公募による者等で委員が構成された「神栖市廃棄物減量等推進審議会」を設置し、推進体制を審議・検討する。また、自治会等の各種団体が実施する資源物集団回収に対して、回収量に応じた奨励金の交付や回収備品の提供等を行うことにより、自主的なリサイクル活動等を推進し、ごみの減量と資源の再生利用、ごみ問題に関する意識の高揚を図る。